

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 半期報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2026年1月20日 |
| 【計算期間】 | 第13期中（自 2025年4月22日 至 2025年10月21日） |
| 【ファンド名】 | DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型） Cコース（為替ヘッジあり） DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型） Dコース（為替ヘッジなし） |
| 【発行者名】 | ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 弘貴・ゲアハルト・ヴィースホイ |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー |
| 【事務連絡者氏名】 | 砂田 光 |
| 【連絡場所】 | 東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー |
| 【電話番号】 | 03(6730)1300 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【ファンドの運用状況】

(1)【投資状況】

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）

（2025年11月28日現在）

| 資産の種類 | 地域別（国名） | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|---------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 4,846,949,628 | 101.39 |
| コール・ローン・その他の資産(負債控除後) | | 66,625,039 | 1.39 |
| 合計(純資産総額) | | 4,780,324,589 | 100.00 |

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）

（2025年11月28日現在）

| 資産の種類 | 地域別（国名） | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|---------|---------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 5,786,365,384 | 100.32 |
| コール・ローン・その他の資産(負債控除後) | | 18,176,004 | 0.32 |
| 合計(純資産総額) | | 5,768,189,380 | 100.00 |

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（参考）DWS グローバル公益債券マザーファンド

（2025年11月28日現在）

| 資産の種類 | 地域別（国名） | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|-----------------------|----------|----------------|---------------|
| 特殊債券 | メキシコ | 475,578,175 | 0.58 |
| | フランス | 2,737,743,247 | 3.32 |
| | オランダ | 586,847,664 | 0.71 |
| | アイルランド | 393,373,385 | 0.48 |
| | スウェーデン | 988,135,532 | 1.20 |
| | デンマーク | 1,378,414,685 | 1.67 |
| | チェコ | 1,214,058,092 | 1.47 |
| | スロバキア | 347,698,261 | 0.42 |
| | オーストラリア | 451,911,600 | 0.55 |
| | アラブ首長国連邦 | 822,417,141 | 1.00 |
| | 小計 | | 9,396,177,782 |
| 社債券 | アメリカ | 47,518,021,831 | 57.59 |
| | カナダ | 2,883,968,696 | 3.50 |
| | ドイツ | 1,819,816,324 | 2.21 |
| | イタリア | 789,424,620 | 0.96 |
| | フランス | 1,529,225,270 | 1.85 |
| | オランダ | 7,722,613,843 | 9.36 |
| | スペイン | 1,390,988,953 | 1.69 |
| | ベルギー | 835,103,036 | 1.01 |
| | フィンランド | 1,073,468,989 | 1.30 |
| | イギリス | 1,019,994,136 | 1.24 |
| | ノルウェー | 223,569,031 | 0.27 |
| | チェコ | 1,188,517,311 | 1.44 |
| | スロバキア | 426,404,064 | 0.52 |
| | オーストラリア | 944,192,299 | 1.14 |
| 小計 | | 69,365,308,403 | 84.06 |
| コール・ローン・その他の資産(負債控除後) | | 3,754,639,792 | 4.55 |

| | | |
|-----------|----------------|--------|
| 合計(純資産総額) | 82,516,125,977 | 100.00 |
|-----------|----------------|--------|

(注) 投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【運用実績】

【純資産の推移】

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）

| 計算期間末または各月末 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|------------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第3計算期間末 (2016年 4月20日) | 5,438 | 5,438 | 1.0599 | 1.0599 |
| 第4計算期間末 (2017年 4月20日) | 8,149 | 8,149 | 1.0859 | 1.0859 |
| 第5計算期間末 (2018年 4月20日) | 8,040 | 8,040 | 1.0788 | 1.0788 |
| 第6計算期間末 (2019年 4月22日) | 6,162 | 6,162 | 1.0859 | 1.0859 |
| 第7計算期間末 (2020年 4月20日) | 6,455 | 6,455 | 1.1184 | 1.1184 |
| 第8計算期間末 (2021年 4月20日) | 8,163 | 8,163 | 1.1718 | 1.1718 |
| 第9計算期間末 (2022年 4月20日) | 6,188 | 6,188 | 1.0413 | 1.0413 |
| 第10計算期間末 (2023年 4月20日) | 5,807 | 5,807 | 0.9634 | 0.9634 |
| 第11計算期間末 (2024年 4月22日) | 5,975 | 5,975 | 0.9265 | 0.9265 |
| 第12計算期間末 (2025年 4月21日) | 5,462 | 5,462 | 0.9221 | 0.9221 |
| 2024年11月末日 | 5,775 | | 0.9454 | |
| 12月末日 | 5,636 | | 0.9285 | |
| 2025年 1月末日 | 5,597 | | 0.9305 | |
| 2月末日 | 5,636 | | 0.9393 | |
| 3月末日 | 5,590 | | 0.9308 | |
| 4月末日 | 5,491 | | 0.9289 | |
| 5月末日 | 5,415 | | 0.9240 | |
| 6月末日 | 5,378 | | 0.9343 | |
| 7月末日 | 5,225 | | 0.9352 | |
| 8月末日 | 5,098 | | 0.9412 | |
| 9月末日 | 4,974 | | 0.9464 | |
| 10月末日 | 4,899 | | 0.9500 | |
| 11月末日 | 4,780 | | 0.9476 | |

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）

| 計算期間末または各月末 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|------------------------|------------|-------|--------------|--------|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第3計算期間末 (2016年 4月20日) | 1,174 | 1,174 | 1.1342 | 1.1342 |
| 第4計算期間末 (2017年 4月20日) | 1,691 | 1,691 | 1.1468 | 1.1468 |
| 第5計算期間末 (2018年 4月20日) | 1,817 | 1,817 | 1.1861 | 1.1861 |
| 第6計算期間末 (2019年 4月22日) | 1,381 | 1,381 | 1.2286 | 1.2286 |
| 第7計算期間末 (2020年 4月20日) | 1,190 | 1,190 | 1.2278 | 1.2278 |
| 第8計算期間末 (2021年 4月20日) | 1,271 | 1,271 | 1.3362 | 1.3362 |
| 第9計算期間末 (2022年 4月20日) | 1,634 | 1,634 | 1.3894 | 1.3894 |
| 第10計算期間末 (2023年 4月20日) | 1,952 | 1,952 | 1.3920 | 1.3920 |
| 第11計算期間末 (2024年 4月22日) | 4,222 | 4,222 | 1.6166 | 1.6166 |
| 第12計算期間末 (2025年 4月21日) | 5,575 | 5,575 | 1.5731 | 1.5731 |
| 2024年11月末日 | 5,689 | | 1.6609 | |
| 12月末日 | 5,930 | | 1.7125 | |
| 2025年 1月末日 | 5,780 | | 1.6786 | |

| | | | |
|-------|-------|--|--------|
| 2月末日 | 5,658 | | 1.6501 |
| 3月末日 | 5,713 | | 1.6557 |
| 4月末日 | 5,686 | | 1.5990 |
| 5月末日 | 5,740 | | 1.6110 |
| 6月末日 | 5,823 | | 1.6566 |
| 7月末日 | 5,873 | | 1.7028 |
| 8月末日 | 5,880 | | 1.6999 |
| 9月末日 | 5,780 | | 1.7389 |
| 10月末日 | 5,792 | | 1.8043 |
| 11月末日 | 5,768 | | 1.8358 |

（注）純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

【分配の推移】

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）

| | | 1口当たりの分配金（円） |
|---------|-------------------------|--------------|
| 第3計算期間 | 2015年 4月21日～2016年 4月20日 | 0.0000 |
| 第4計算期間 | 2016年 4月21日～2017年 4月20日 | 0.0000 |
| 第5計算期間 | 2017年 4月21日～2018年 4月20日 | 0.0000 |
| 第6計算期間 | 2018年 4月21日～2019年 4月22日 | 0.0000 |
| 第7計算期間 | 2019年 4月23日～2020年 4月20日 | 0.0000 |
| 第8計算期間 | 2020年 4月21日～2021年 4月20日 | 0.0000 |
| 第9計算期間 | 2021年 4月21日～2022年 4月20日 | 0.0000 |
| 第10計算期間 | 2022年 4月21日～2023年 4月20日 | 0.0000 |
| 第11計算期間 | 2023年 4月21日～2024年 4月22日 | 0.0000 |
| 第12計算期間 | 2024年 4月23日～2025年 4月21日 | 0.0000 |

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）

| | | 1口当たりの分配金（円） |
|---------|-------------------------|--------------|
| 第3計算期間 | 2015年 4月21日～2016年 4月20日 | 0.0000 |
| 第4計算期間 | 2016年 4月21日～2017年 4月20日 | 0.0000 |
| 第5計算期間 | 2017年 4月21日～2018年 4月20日 | 0.0000 |
| 第6計算期間 | 2018年 4月21日～2019年 4月22日 | 0.0000 |
| 第7計算期間 | 2019年 4月23日～2020年 4月20日 | 0.0000 |
| 第8計算期間 | 2020年 4月21日～2021年 4月20日 | 0.0000 |
| 第9計算期間 | 2021年 4月21日～2022年 4月20日 | 0.0000 |
| 第10計算期間 | 2022年 4月21日～2023年 4月20日 | 0.0000 |
| 第11計算期間 | 2023年 4月21日～2024年 4月22日 | 0.0000 |
| 第12計算期間 | 2024年 4月23日～2025年 4月21日 | 0.0000 |

【収益率の推移】

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）

| | | 収益率（%） |
|--------|-------------------------|--------|
| 第3計算期間 | 2015年 4月21日～2016年 4月20日 | 3.1 |
| 第4計算期間 | 2016年 4月21日～2017年 4月20日 | 2.5 |
| 第5計算期間 | 2017年 4月21日～2018年 4月20日 | 0.7 |
| 第6計算期間 | 2018年 4月21日～2019年 4月22日 | 0.7 |
| 第7計算期間 | 2019年 4月23日～2020年 4月20日 | 3.0 |
| 第8計算期間 | 2020年 4月21日～2021年 4月20日 | 4.8 |

| | | |
|-----------|-------------------------|------|
| 第9計算期間 | 2021年 4月21日～2022年 4月20日 | 11.1 |
| 第10計算期間 | 2022年 4月21日～2023年 4月20日 | 7.5 |
| 第11計算期間 | 2023年 4月21日～2024年 4月22日 | 3.8 |
| 第12計算期間 | 2024年 4月23日～2025年 4月21日 | 0.5 |
| 第13中間計算期間 | 2025年 4月22日～2025年10月21日 | 3.4 |

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）

| | | 収益率（%） |
|-----------|-------------------------|--------|
| 第3計算期間 | 2015年 4月21日～2016年 4月20日 | 9.5 |
| 第4計算期間 | 2016年 4月21日～2017年 4月20日 | 1.1 |
| 第5計算期間 | 2017年 4月21日～2018年 4月20日 | 3.4 |
| 第6計算期間 | 2018年 4月21日～2019年 4月22日 | 3.6 |
| 第7計算期間 | 2019年 4月23日～2020年 4月20日 | 0.1 |
| 第8計算期間 | 2020年 4月21日～2021年 4月20日 | 8.8 |
| 第9計算期間 | 2021年 4月21日～2022年 4月20日 | 4.0 |
| 第10計算期間 | 2022年 4月21日～2023年 4月20日 | 0.2 |
| 第11計算期間 | 2023年 4月21日～2024年 4月22日 | 16.1 |
| 第12計算期間 | 2024年 4月23日～2025年 4月21日 | 2.7 |
| 第13中間計算期間 | 2025年 4月22日～2025年10月21日 | 12.6 |

（注）収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

2【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Cコース（為替ヘッジあり）

| | | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|-----------|-------------------------|---------------|---------------|
| 第3計算期間 | 2015年 4月21日～2016年 4月20日 | 1,992,290,505 | 1,574,203,150 |
| 第4計算期間 | 2016年 4月21日～2017年 4月20日 | 5,548,328,441 | 3,175,028,142 |
| 第5計算期間 | 2017年 4月21日～2018年 4月20日 | 1,844,921,626 | 1,896,980,219 |
| 第6計算期間 | 2018年 4月21日～2019年 4月22日 | 628,636,257 | 2,406,427,915 |
| 第7計算期間 | 2019年 4月23日～2020年 4月20日 | 2,011,745,555 | 1,914,218,296 |
| 第8計算期間 | 2020年 4月21日～2021年 4月20日 | 3,114,260,285 | 1,920,346,617 |
| 第9計算期間 | 2021年 4月21日～2022年 4月20日 | 1,275,902,898 | 2,298,821,133 |
| 第10計算期間 | 2022年 4月21日～2023年 4月20日 | 1,149,885,754 | 1,064,559,628 |
| 第11計算期間 | 2023年 4月21日～2024年 4月22日 | 1,670,818,353 | 1,249,885,928 |
| 第12計算期間 | 2024年 4月23日～2025年 4月21日 | 600,415,197 | 1,126,360,490 |
| 第13中間計算期間 | 2025年 4月22日～2025年10月21日 | 162,581,184 | 900,698,650 |

DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）

| | | 設定口数（口） | 解約口数（口） |
|---------|-------------------------|---------------|-------------|
| 第3計算期間 | 2015年 4月21日～2016年 4月20日 | 489,411,650 | 534,113,400 |
| 第4計算期間 | 2016年 4月21日～2017年 4月20日 | 854,272,579 | 415,073,783 |
| 第5計算期間 | 2017年 4月21日～2018年 4月20日 | 360,952,323 | 303,911,682 |
| 第6計算期間 | 2018年 4月21日～2019年 4月22日 | 169,638,215 | 577,197,985 |
| 第7計算期間 | 2019年 4月23日～2020年 4月20日 | 249,102,744 | 403,714,931 |
| 第8計算期間 | 2020年 4月21日～2021年 4月20日 | 266,635,979 | 285,146,692 |
| 第9計算期間 | 2021年 4月21日～2022年 4月20日 | 431,558,693 | 206,224,166 |
| 第10計算期間 | 2022年 4月21日～2023年 4月20日 | 535,663,807 | 309,867,811 |
| 第11計算期間 | 2023年 4月21日～2024年 4月22日 | 1,706,911,043 | 497,280,259 |

| | | | |
|-----------|---------------------------|---------------|-------------|
| 第12計算期間 | 2024年 4月23日 ~ 2025年 4月21日 | 1,757,851,106 | 825,828,521 |
| 第13中間計算期間 | 2025年 4月22日 ~ 2025年10月21日 | 247,636,067 | 474,849,011 |

3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第13期中間計算期間(2025年4月22日から2025年10月21日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

【DWS グローバル公益債券ファンド(年1回決算型)Cコース(為替ヘッジあり)】

(1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

| | 第12期計算期間 (2025年4月21日現在) | 第13期中間計算期間 (2025年10月21日現在) |
|-----------------|----------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 925,825 | 4,245,525 |
| 親投資信託受益証券 | 5,317,402,283 | 5,081,085,741 |
| 派生商品評価勘定 | 212,493,256 | 2,157,043 |
| 未収利息 | 8 | 40 |
| 流動資産合計 | 5,530,821,372 | 5,087,488,349 |
| 資産合計 | 5,530,821,372 | 5,087,488,349 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 14,615,377 | 92,064,863 |
| 未払解約金 | 9,023,632 | 9,701,603 |
| 未払受託者報酬 | 1,230,836 | 1,156,367 |
| 未払委託者報酬 | 43,079,199 | 40,472,799 |
| その他未払費用 | 409,676 | 1,099,285 |
| 流動負債合計 | 68,358,720 | 144,494,917 |
| 負債合計 | 68,358,720 | 144,494,917 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 5,923,724,186 | 5,185,606,720 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 461,261,534 | 242,613,288 |
| (分配準備積立金) | 666,306,068 | 566,544,230 |
| 元本等合計 | 5,462,462,652 | 4,942,993,432 |
| 純資産合計 | 5,462,462,652 | 4,942,993,432 |
| 負債純資産合計 | 5,530,821,372 | 5,087,488,349 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第12期中間計算期間 (自 2024年 4月23日 至 2024年10月22日) | 第13期中間計算期間 (自 2025年 4月22日 至 2025年10月21日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 181 | 858 |
| 有価証券売買等損益 | 241,244,141 | 672,160,113 |
| 為替差損益 | 65,222,785 | 457,679,680 |
| 営業収益合計 | 176,021,537 | 214,481,291 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,307,662 | 1,156,367 |
| 委託者報酬 | 45,768,124 | 40,472,799 |
| その他費用 | 686,893 | 1,105,225 |
| 営業費用合計 | 47,762,679 | 42,734,391 |
| 営業利益 | 128,258,858 | 171,746,900 |
| 経常利益 | 128,258,858 | 171,746,900 |
| 中間純利益 | 128,258,858 | 171,746,900 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 | 13,155,606 | 12,654,974 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 474,189,050 | 461,261,534 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 50,125,977 | 70,013,475 |
| 中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 50,125,977 | 70,013,475 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 16,179,490 | 10,457,155 |
| 中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 16,179,490 | 10,457,155 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 325,139,311 | 242,613,288 |

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。 |

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第12期計算期間 (2025年4月21日現在) | 第13期中間計算期間 (2025年10月21日現在) |
|---|----------------------------|-------------------------------|
| 1. 受益権の総数 | 5,923,724,186口 | 5,185,606,720口 |
| 2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合 におけるその差額 | 461,261,534円 | 242,613,288円 |
| 3. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 0.9221円 (9,221円) | 0.9532円 (9,532円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第12期中間計算期間 (自 2024年 4月23日 至 2024年10月22日) | 第13期中間計算期間 (自 2025年 4月22日 至 2025年10月21日) |
|--|--|--|
| 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 | 純資産総額に対して年率0.35%以内の額 | 同左 |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第12期計算期間 (2025年4月21日現在) | 第13期中間計算期間 (2025年10月21日現在) |
|----------------------------|--|---|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (3) デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 | (1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2) 売買目的有価証券 同左 (3) デリバティブ取引 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

| 区分 | 種類 | 第12期計算期間(2025年4月21日現在) | | |
|----|----|------------------------|-------|---------|
| | | 契約額等(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | うち1年超(円) | | |

| | | | | | |
|-----------|--------------|---------------|-------------|---------------|-------------|
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 202,085,282 | - | 195,456,786 | 6,628,496 |
| | ユーロ | 44,835,452 | - | 44,959,349 | 123,897 |
| | イギリスポンド | 17,469,233 | - | 17,183,055 | 286,178 |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカドル | 4,233,898,649 | - | 4,027,870,370 | 206,028,279 |
| | ユーロ | 1,148,015,117 | - | 1,155,676,368 | 7,661,251 |
| イギリスポンド | 356,673,953 | - | 350,372,325 | 6,301,628 | |
| | 合計 | 6,002,977,686 | - | 5,791,518,253 | 197,877,879 |

| 区分 | 種類 | 第13期中間計算期間(2025年10月21日現在) | | | |
|-----------|--------------|---------------------------|----------|---------------|------------|
| | | 契約額等(円) | うち1年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | | | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 91,720,446 | - | 93,831,886 | 2,111,440 |
| | イギリスポンド | 44,833,575 | - | 44,879,178 | 45,603 |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカドル | 3,540,723,336 | - | 3,614,306,514 | 73,583,178 |
| | ユーロ | 1,247,171,703 | - | 1,260,584,671 | 13,412,968 |
| | イギリスポンド | 320,932,931 | - | 326,001,648 | 5,068,717 |
| | 合計 | 5,245,381,991 | - | 5,339,603,897 | 89,907,820 |

(注1)時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

| 項目 | 第12期計算期間 (2025年4月21日現在) | 第13期中間計算期間 (2025年10月21日現在) |
|-----------|----------------------------|-------------------------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 6,449,669,479 | 5,923,724,186 |
| 期中追加設定元本額 | 600,415,197 | 162,581,184 |
| 期中一部解約元本額 | 1,126,360,490 | 900,698,650 |

【DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）】

(1) 【中間貸借対照表】

（単位：円）

| | 第12期計算期間 (2025年4月21日現在) | 第13期中間計算期間 (2025年10月21日現在) |
|-----------------|----------------------------|-------------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 20,847,889 | 3,344,412 |
| 親投資信託受益証券 | 5,615,656,538 | 5,921,338,892 |
| 未収利息 | 199 | 32 |
| 流動資産合計 | 5,636,504,626 | 5,924,683,336 |
| 資産合計 | 5,636,504,626 | 5,924,683,336 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 15,714,582 | 1,220,884 |
| 未払受託者報酬 | 1,251,740 | 1,284,502 |
| 未払委託者報酬 | 43,810,670 | 44,957,551 |
| その他未払費用 | 337,874 | 1,085,694 |
| 流動負債合計 | 61,114,866 | 48,548,631 |
| 負債合計 | 61,114,866 | 48,548,631 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 3,544,204,560 | 3,316,991,616 |
| 剰余金 | | |
| 中間剰余金又は中間欠損金（ ） | 2,031,185,200 | 2,559,143,089 |
| （分配準備積立金） | 562,585,216 | 490,344,923 |
| 元本等合計 | 5,575,389,760 | 5,876,134,705 |
| 純資産合計 | 5,575,389,760 | 5,876,134,705 |
| 負債純資産合計 | 5,636,504,626 | 5,924,683,336 |

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

| | 第12期中間計算期間 (自 2024年 4月23日 至 2024年10月22日) | 第13期中間計算期間 (自 2025年 4月22日 至 2025年10月21日) |
|-------------------------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 696 | 1,082 |
| 有価証券売買等損益 | 201,057,487 | 736,274,172 |
| 営業収益合計 | 201,058,183 | 736,275,254 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 1,081,853 | 1,284,502 |
| 委託者報酬 | 37,864,690 | 44,957,551 |
| その他費用 | 397,829 | 1,085,694 |
| 営業費用合計 | 39,344,372 | 47,327,747 |
| 営業利益 | 161,713,811 | 688,947,507 |
| 経常利益 | 161,713,811 | 688,947,507 |
| 中間純利益 | 161,713,811 | 688,947,507 |
| 一部解約に伴う中間純利益金額の分配額 | 11,741,015 | 52,094,370 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 1,610,764,936 | 2,031,185,200 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 771,643,630 | 164,595,974 |
| 中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 771,643,630 | 164,595,974 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 296,150,195 | 273,491,222 |
| 中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 296,150,195 | 273,491,222 |
| 分配金 | - | - |
| 中間剰余金又は中間欠損金() | 2,236,231,167 | 2,559,143,089 |

(3)【中間注記表】**(重要な会計方針に係る事項に関する注記)**

| | |
|-----------------|---|
| 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 |
|-----------------|---|

(中間貸借対照表に関する注記)

| 項目 | 第12期計算期間 (2025年4月21日現在) | 第13期中間計算期間 (2025年10月21日現在) |
|------------------------------|----------------------------|-------------------------------|
| 1. 受益権の総数 | 3,544,204,560口 | 3,316,991,616口 |
| 2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 1.5731円 (15,731円) | 1.7715円 (17,715円) |

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 項目 | 第12期中間計算期間 (自 2024年 4月23日 至 2024年10月22日) | 第13期中間計算期間 (自 2025年 4月22日 至 2025年10月21日) |
|--|--|--|
| 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 | 純資産総額に対して年率0.35%以内の額 | 同左 |

(金融商品に関する注記)**金融商品の時価等に関する事項**

| 項目 | 第12期計算期間 (2025年4月21日現在) | 第13期中間計算期間 (2025年10月21日現在) |
|----------------------------|--|---|
| 1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。 | 中間貸借対照表計上額は中間計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 | (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)売買目的有価証券 同左 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 | 同左 |

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

| 項目 | 第12期計算期間 (2025年4月21日現在) | 第13期中間計算期間 (2025年10月21日現在) |
|-----------|----------------------------|-------------------------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 2,612,181,975 | 3,544,204,560 |
| 期中追加設定元本額 | 1,757,851,106 | 247,636,067 |
| 期中一部解約元本額 | 825,828,521 | 474,849,011 |

(参考情報)

当ファンドは「DWS グローバル公益債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、当ファンドの中間計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。

「DWS グローバル公益債券マザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1)貸借対照表

| 区分 | (2025年4月21日現在) | (2025年10月21日現在) |
|-------------|----------------|-----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 預金 | 2,690,749,422 | 928,234,462 |
| コール・ローン | 357,561,071 | 48,426,597 |
| 特殊債券 | 8,311,170,891 | 9,487,302,023 |
| 社債券 | 64,059,170,356 | 69,416,265,048 |
| 派生商品評価勘定 | 46,696,046 | 672,257 |
| 未収利息 | 1,068,640,024 | 1,034,601,808 |
| 前払費用 | 17,393,510 | 7,532,587 |
| 差入委託証拠金 | 1,297,134,585 | 1,384,221,224 |
| 流動資産合計 | 77,848,515,905 | 82,307,256,006 |
| 資産合計 | 77,848,515,905 | 82,307,256,006 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 派生商品評価勘定 | 111,715,058 | 225,561,101 |
| 流動負債合計 | 111,715,058 | 225,561,101 |
| 負債合計 | 111,715,058 | 225,561,101 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 29,217,748,248 | 27,202,483,306 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金又は欠損金() | 48,519,052,599 | 54,879,211,599 |
| 元本等合計 | 77,736,800,847 | 82,081,694,905 |
| 純資産合計 | 77,736,800,847 | 82,081,694,905 |
| 負債純資産合計 | 77,848,515,905 | 82,307,256,006 |

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|-------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>特殊債券及び社債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場)で評価しております。</p> <p>計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でない認められた場合は、当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | <p>(1)先物取引については、個別法に基づき、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場を用いております。</p> <p>(2)為替予約の評価は、個別法に基づき、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。ただし、為替予約のうち対顧客先物相場が発表されていない通貨については、対顧客相場の仲値によって計算しております。</p> |
| 3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項 | <p>外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。</p> |

(貸借対照表に関する注記)

| 項目 | (2025年4月21日現在) | (2025年10月21日現在) |
|------------------------------|----------------------|----------------------|
| 1. 受益権の総数 | 29,217,748,248口 | 27,202,483,306口 |
| 2. 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額) | 2.6606円 (26,606円) | 3.0174円 (30,174円) |

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | (2025年4月21日現在) | (2025年10月21日現在) |
|----------------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありませぬ。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>(2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3)デリバティブ取引 (デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> | <p>(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p> <p>(2)売買目的有価証券 同左</p> <p>(3)デリバティブ取引 同左</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 | 同左 |

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

(通貨関連)

| 区分 | 種類 | (2025年4月21日現在) | | | |
|-----------|--------------|----------------|----------|-------------|-----------|
| | | 契約額等(円) | うち1年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | | | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 57,612,058 | - | 57,798,459 | 186,401 |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカドル | 251,967,841 | - | 249,316,527 | 2,651,314 |
| | 合計 | 309,579,899 | - | 307,114,986 | 2,837,715 |

| 区分 | 種類 | (2025年10月21日現在) | | | |
|-----------|--------------|-----------------|----------|-------------|---------|
| | | 契約額等(円) | うち1年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | | | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 買建 | | | | |
| | アメリカドル | 166,445,659 | - | 166,296,807 | 148,852 |
| | 売建 | | | | |
| | アメリカドル | 187,750,928 | - | 187,468,939 | 281,989 |
| | ユーロ | 157,029,413 | - | 156,691,454 | 337,959 |
| | 合計 | 511,226,000 | - | 510,457,200 | 471,096 |

(注1)時価の算定方法

- 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
・当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。
- 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客相場の仲値で評価しております。
- 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(債券関連)

| 区分 | 種類 | (2025年4月21日現在) | | | |
|------|--------------|----------------|----------|---------------|------------|
| | | 契約額等(円) | うち1年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | | | | |
| 市場取引 | 債券先物取引 売建 | 8,346,176,048 | - | 8,414,032,775 | 67,856,727 |
| | 合計 | 8,346,176,048 | - | 8,414,032,775 | 67,856,727 |

| 区分 | 種類 | (2025年10月21日現在) | | | |
|------|--------------|-----------------|----------|---------------|-------------|
| | | 契約額等(円) | うち1年超(円) | 時価(円) | 評価損益(円) |
| | | | | | |
| 市場取引 | 債券先物取引 売建 | 6,638,233,288 | - | 6,863,593,228 | 225,359,940 |
| | 合計 | 6,638,233,288 | - | 6,863,593,228 | 225,359,940 |

(注1)時価の算定方法

- 1.先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 2.先物取引の評価においては、原則として、計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

(注2)デリバティブ取引にヘッジ会計は適用されておりません。

(その他の注記)

| 項目 | (2025年4月21日現在) | (2025年10月21日現在) |
|--|----------------|-----------------|
| | 金額(円) | 金額(円) |
| 1.元本の推移 | | |
| 期首元本額 | 31,088,869,696 | 29,217,748,248 |
| 期中追加設定元本額 | 5,455,190,355 | 1,634,589,015 |
| 期中一部解約元本額 | 7,326,311,803 | 3,649,853,957 |
| 期末元本額 | 29,217,748,248 | 27,202,483,306 |
| 2.元本の内訳 | | |
| DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型) Aコース(為替ヘッジあり) | 10,680,025,513 | 8,839,861,294 |
| DWS グローバル公益債券ファンド (毎月分配型) Bコース(為替ヘッジなし) | 14,126,436,867 | 14,421,729,625 |
| DWS グローバル公益債券ファンドDC Aコース (為替ヘッジあり) | 3,121,892 | 2,741,725 |
| DWS グローバル公益債券ファンドDC Bコース (為替ヘッジなし) | 6,657,443 | 11,710,076 |
| DWS グローバル公益債券ファンド (年1回決算型) Cコース(為替ヘッジあり) | 1,998,572,609 | 1,683,928,462 |
| DWS グローバル公益債券ファンド (年1回決算型) Dコース(為替ヘッジなし) | 2,110,672,983 | 1,962,397,724 |
| ドイチェ・グローバル公益債券ファンド 2017-07 A(為替ヘッジあり) (適格機関投資家転売制限付) | 292,260,941 | 280,114,400 |

4【委託会社等の概況】

(1)【資本金の額】

資本金の額

3,078百万円（2025年11月末現在）

発行する株式の総数

200,000株（2025年11月末現在）

発行済株式総数

61,560株（2025年11月末現在）

最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(2)【事業の内容及び営業の状況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

2025年11月末現在、委託会社の運用するファンドは63本、純資産総額は865,307百万円です（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

| 種類 | | | 本数 | 純資産総額 |
|----|-----|--------|-----|------------|
| 公募 | 追加型 | 株式投資信託 | 50本 | 198,186百万円 |
| 私募 | 単位型 | 株式投資信託 | 1本 | 826百万円 |
| | 追加型 | 株式投資信託 | 12本 | 666,295百万円 |
| 合計 | | | 63本 | 865,307百万円 |

(3)【その他】

訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

5【委託会社等の経理状況】

1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | | 当事業年度 (2025年3月31日) | |
|------------|-----------------------|-----------|-----------------------|-----------|
| 資産の部 | | | | |
| 流動資産 | | | | |
| 預金 | 1 | 3,566,951 | 1 | 4,328,664 |
| 前払費用 | | 53,483 | | 53,664 |
| 未収委託者報酬 | | 421,696 | | 435,871 |
| 未収収益 | 1 | 1,746,442 | 1 | 1,358,487 |
| 未収還付消費税 | | - | | 18,554 |
| 立替金 | | 41,199 | | 29,739 |
| その他の流動資産 | | - | | 9,603 |
| 流動資産計 | | 5,829,774 | | 6,234,586 |
| 固定資産 | | | | |
| 投資その他の資産 | | | | |
| 投資有価証券 | | 1,105 | | 552 |
| 敷金 | | 28,459 | | 31,192 |
| 供託金 | | 10,000 | | 10,000 |
| 預託金 | | 1,000 | | 1,000 |
| 未収入金 | | - | | 78,613 |
| 貸倒引当金 | | - | | 78,613 |
| 投資その他の資産合計 | | 40,565 | | 42,744 |
| 固定資産合計 | | 40,565 | | 42,744 |
| 資産合計 | | 5,870,339 | | 6,277,331 |

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 223,520 | 247,834 |
| 未払手数料 | 187,471 | 195,303 |
| その他未払金 | 72,968 | 6,882 |
| 未払費用 | 1,195,329 | 1,653,579 |
| 未払消費税 | 8,654 | - |
| 未払法人税等 | 39,086 | 53,693 |
| 賞与引当金 | 121,599 | 120,190 |
| その他の流動負債 | 17,692 | 263 |
| 流動負債合計 | 1,866,323 | 2,277,748 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 406,706 | 383,178 |
| 長期未払費用 | 27,474 | 61,821 |
| 賞与引当金 | 47,037 | 30,334 |
| 繰延税金負債 | 84 | 47 |
| 固定負債合計 | 481,302 | 475,382 |
| 負債合計 | 2,347,626 | 2,753,130 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 3,078,000 | 3,078,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 1,830,000 | 1,830,000 |
| 資本剰余金合計 | 1,830,000 | 1,830,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 1,385,478 | 1,383,907 |
| 利益剰余金合計 | 1,385,478 | 1,383,907 |
| 株主資本合計 | 3,522,521 | 3,524,092 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 191 | 108 |
| 評価・換算差額等合計 | 191 | 108 |
| 純資産合計 | 3,522,713 | 3,524,200 |
| 負債純資産合計 | 5,870,339 | 6,277,331 |

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

| | 前事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日) | 当事業年度 (自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日) |
|---------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 3,033,825 | 3,047,653 |
| 運用受託報酬 | 224 | 177 |
| その他営業収益 | 3,007,179 | 3,121,585 |
| 営業収益合計 | 6,041,228 | 6,169,416 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 1,406,573 | 1,389,203 |
| 広告宣伝費 | 20,134 | 29,096 |
| 公告費 | - | 540 |
| 調査費 | 125,890 | 116,288 |
| 委託調査費 | 426,339 | 476,907 |
| 情報機器関連費 | 137,104 | 132,217 |
| 委託計算費 | 202,709 | 188,834 |
| 通信費 | 8,824 | 8,657 |
| 印刷費 | 10,663 | 5,383 |
| 協会費 | 11,017 | 2,575 |
| 諸会費 | 1,038 | 792 |
| 諸経費 | 24,718 | 32,487 |
| 営業費用合計 | 2,375,014 | 2,382,985 |
| 一般管理費 | | |
| 役員報酬 | 90,996 | 136,745 |
| 給料・手当 | 1,097,901 | 1,046,523 |
| 賞与 | 418,805 | 545,828 |
| 交際費 | 4,628 | 13,761 |
| 旅費交通費 | 21,419 | 32,368 |
| 租税公課 | 57,241 | 47,030 |
| 不動産賃借料 | 329,400 | 654,902 |
| 退職給付費用 | 98,469 | 88,234 |
| 福利厚生費 | 316,749 | 301,077 |
| 業務委託費 | 1 774,694 | 1 646,334 |
| 退職金 | - | 1,790 |
| 諸経費 | 110,740 | 133,704 |
| 一般管理費合計 | 3,321,046 | 3,648,301 |
| 営業利益 | 345,167 | 138,129 |
| 営業外収益 | | |
| 有価証券売却益 | 2,999 | - |
| 有価証券償還益 | - | 189 |
| 雑収益 | 7,477 | 8,620 |
| 営業外収益合計 | 10,477 | 8,809 |
| 営業外費用 | | |
| 貸倒引当金繰入 | - | 78,613 |
| 為替差損 | 63,399 | 15,672 |
| 有価証券売却損 | 2 | - |
| 雑損失 | 2,736 | 656 |

| | | |
|--------------|---------|--------|
| 営業外費用合計 | 66,138 | 94,943 |
| 経常利益 | 289,505 | 51,995 |
| 特別損失 | | |
| 割増退職金 | 162,037 | - |
| 特別損失合計 | 162,037 | - |
| 税引前当期純利益 | 127,468 | 51,995 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 45,706 | 50,424 |
| 法人税等合計 | 45,706 | 50,424 |
| 当期純利益 | 81,761 | 1,570 |

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他利益剰余金 | |
| | | | 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 3,078,000 | 1,830,000 | 1,467,239 | 3,440,760 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - |
| 当期純利益 | - | - | 81,761 | 81,761 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | 81,761 | 81,761 |
| 当期末残高 | 3,078,000 | 1,830,000 | 1,385,478 | 3,522,521 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 1,587 | 1,587 | 3,442,347 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - |
| 当期純利益 | - | - | 81,761 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | 1,395 | 1,395 | 1,395 |
| 当期変動額合計 | 1,395 | 1,395 | 80,365 |
| 当期末残高 | 191 | 191 | 3,522,713 |

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

| | 株主資本 | | | |
|-------------------------|-----------|-----------|---------------------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | |
| 当期首残高 | 3,078,000 | 1,830,000 | 1,385,478 | 3,522,521 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - | - |
| 当期純利益 | - | - | 1,570 | 1,570 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | - | - | - | - |
| 当期変動額合計 | - | - | 1,570 | 1,570 |
| 当期末残高 | 3,078,000 | 1,830,000 | 1,383,907 | 3,524,092 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|----------------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 191 | 191 | 3,522,713 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | - | - | - |
| 当期純利益 | - | - | 1,570 |
| 株主資本以外の項目 の当期変動額(純額) | 83 | 83 | 83 |
| 当期変動額合計 | 83 | 83 | 1,487 |
| 当期末残高 | 108 | 108 | 3,524,200 |

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券（市場価格のない株式等以外のもの）

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．収益の計上基準

当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。

（貸借対照表関係）

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|------|-----------------------|-----------------------|
| 預金 | 2,930,930 千円 | 3,437,566 千円 |
| 未収収益 | 2,433 千円 | 72,964 千円 |
| 未払費用 | 188,760 千円 | 192,310 千円 |

（損益計算書関係）

1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-------|--|--|
| 業務委託費 | 389,267 千円 | 352,655 千円 |

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 61,560 | - | - | 61,560 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 61,560 | - | - | 61,560 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

当会計期間末(2025年3月31日)

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。

(単位:千円)

| | 当会計期間 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|------|--|
| 1年以内 | 58,321 |
| 1年超 | 143,921 |
| 合計 | 202,242 |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、以下のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|------------------|--------------|-------|----|
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,105 | 1,105 | - |
| 資産計 | 1,105 | 1,105 | - |
| デリバティブ取引（*1） | | | |
| ヘッジ会計が適用されていないもの | (427) | (427) | - |
| デリバティブ取引計 | (427) | (427) | - |

（*1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（*2）預金、預り金、未払金、未収収益及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前会計期間末（2024年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|----------|------|-------|------|-------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| 其他有価証券 | - | 1,105 | - | 1,105 |
| 資産計 | - | 1,105 | - | 1,105 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | - | 427 | - | 427 |
| 負債計 | - | 427 | - | 427 |

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 |
|---------|-----------|---------|-----|
| 預金 | 3,566,951 | - | - |
| 未収委託者報酬 | 421,696 | - | - |
| 未収収益 | 1,746,442 | - | - |
| 投資有価証券 | | | |
| 其他有価証券 | 567 | - | 129 |
| 合計 | 5,735,658 | - | 129 |

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

| | 貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------------------|--------------------|-------|----|
| 投資有価証券 その他有価証券 | 552 | 552 | - |
| 未収入金 貸倒引当金（*1） | 78,613 (78,613) | | |
| | - | - | - |
| 資産計 | 552 | 552 | - |
| デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの | (263) | (263) | - |
| デリバティブ取引計 | (263) | (263) | - |

（*1）未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（*3）預金、預り金、未払金、未収収益及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

当会計期間末（2025年3月31日）

（単位：千円）

| 区分 | 時価 | | | |
|-------------------|------|------|------|-----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 その他有価証券 | - | 552 | - | 552 |
| 資産計 | - | 552 | - | 552 |
| デリバティブ取引 通貨関連 | - | 263 | - | 263 |
| 負債計 | - | 263 | - | 263 |

（注）1．時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超 |
|---------|-----------|---------|-----|
| 預金 | 4,328,664 | - | - |
| 未収委託者報酬 | 435,871 | - | - |
| 未収収益 | 1,358,487 | - | - |
| 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | | 128 | - |
| 合計 | 6,123,023 | 128 | - |

(注) 償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|-----|----------|------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | その他 | 1,105 | 828 | 276 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | - | - | - |
| 合計 | | 1,105 | 828 | 276 |

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------|-----|----------|------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | その他 | 552 | 396 | 155 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | その他 | - | - | - |
| 合計 | | 552 | 396 | 155 |

2. 売却したその他有価証券

前事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)

(単位:千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|--------|---------|---------|
| その他 | 10,696 | 2,999 | 2 |

当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

(単位:千円)

| 種類 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|-----|---------|---------|
| その他 | 634 | 189 | - |

(注)上記その他有価証券の「売却額」、「売却益」には「償還額」、「償還益」が含まれております。

（デリバティブ取引関係）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

前事業年度（2024年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）（単位：千円）

| 区分 | 為替予約取引 | 契約額等 | | | 時価 | 評価損益 |
|-----------|-----------|---------|-------|--|-----|------|
| | | | うち1年超 | | | |
| 市場取引以外の取引 | 売建 ユーロ | 533,171 | - | | 296 | 296 |
| | 買建 ユーロ | 26,233 | - | | 131 | 131 |
| | 合計 | 559,405 | - | | 427 | 427 |

当事業年度（2025年3月31日）

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）（単位：千円）

| 区分 | 為替予約取引 | 契約額等 | | | 時価 | 評価損益 |
|-----------|-----------|---------|-------|--|-----|------|
| | | | うち1年超 | | | |
| 市場取引以外の取引 | 売建 ユーロ | 218,913 | - | | 524 | 524 |
| | 買建 ユーロ | 293,238 | - | | 260 | 260 |
| | 合計 | 512,151 | - | | 263 | 263 |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|--------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) | (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
| 退職給付債務の期首残高 | | 494,477 | | 398,884 |
| 勤務費用 | | 52,890 | | 47,279 |
| 利息費用 | | 6,531 | | 6,956 |
| 数理計算上の差異の発生額 | | 3,477 | | 17,262 |
| 退職給付の支払額 | | 151,934 | | 66,498 |
| 転籍者調整額 | | 395 | | 7,533 |
| 退職給付債務の期末残高 | | 398,884 | | 361,825 |

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) | (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
| 非積立型制度の退職給付債務 | | 398,884 | | 361,825 |
| 未積立退職給付債務 | | 398,884 | | 361,825 |
| 未認識数理計算上の差異 | | 7,822 | | 21,352 |
| 貸借対照表に計上された負債の純額 | | 406,706 | | 383,178 |
| 退職給付引当金 | | 406,706 | | 383,178 |
| 貸借対照表に計上された負債の純額 | | 406,706 | | 383,178 |

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|-----------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) | (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
| 勤務費用 | | 52,890 | | 47,279 |
| 利息費用 | | 6,531 | | 6,956 |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | | 2,452 | | 3,732 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | | 56,970 | | 50,504 |

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|-----|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| | (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) | (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
| 割引率 | | 1.75% | | 2.26% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度41,498千円、当事業年度 37,730千円でありました。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | （単位：千円） | |
|------------------------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 （2024年3月31日） | 当事業年度 （2025年3月31日） |
| 繰延税金資産 | | |
| 繰越欠損金 | 653,069 | 623,579 |
| 未払費用 | 287,979 | 277,782 |
| 減価償却超過額 | 172,876 | 217,794 |
| 退職給付引当金 | 124,533 | 120,777 |
| 賞与引当金 | 52,468 | 46,491 |
| 貸倒引当金 | - | 24,779 |
| 長期未払費用 | 7,580 | 18,917 |
| 未払事業税 | 9,167 | 8,428 |
| その他未払金 | 22,342 | - |
| その他 | 1,578 | 1,507 |
| 繰延税金資産小計 | 1,331,597 | 1,340,060 |
| 税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2） | 653,069 | 623,579 |
| 将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 | 678,527 | 716,480 |
| 評価性引当額小計（注1） | 1,331,597 | 1,340,060 |
| 繰延税金資産合計 | - | - |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 84 | 47 |
| 繰延税金負債合計 | 84 | 47 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 84 | 47 |

（注1）評価性引当額が8,463千円増加しております。主な要因は、所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）に基づく、2027年4月以降に解消する見込みである繰延税金資産の認識額増加によるもの及び当期の見込みの課税所得に対して充当される繰越欠損金に対する評価性引当額の取り崩しによる減少によるものであります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|---------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|---------|
| 税務上の繰越欠損金（*1） | - | - | - | - | - | 653,069 | 653,069 |
| 評価性引当額 | - | - | - | - | - | 653,069 | 653,069 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | - |

（*1）税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

| | 1年以内 | 1年超 2年以内 | 2年超 3年以内 | 3年超 4年以内 | 4年超 5年以内 | 5年超 | 合計 |
|---------------|------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------|---------|
| 税務上の繰越欠損金（*1） | - | - | - | - | 302,181 | 321,397 | 623,579 |
| 評価性引当額 | - | - | - | - | 302,181 | 321,397 | 623,579 |
| 繰延税金資産 | - | - | - | - | - | - | - |

（*1）税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

（単位：％）

| | 前事業年度 （2024年3月31日） | 当事業年度 （2025年3月31日） |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 | 30.6 | 30.6 |
| （調整） | | |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 1.3 | 5.4 |
| 役員賞与等永久に損金に算入されない項目 | 22.5 | 96.1 |
| 評価性引当額 | 24.4 | 37.8 |
| その他 | 5.8 | 2.7 |
| 税効果会計適用後の法人税の負担率 | 35.9 | 97.0 |

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。この変更による影響は軽微であります。

（収益認識関係）

- 顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、記載を省略しております。
- 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針5. 収益の計上基準」に記載のとおりであります。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本 | 米国 | ルクセンブルク | ドイツ | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|---------|---------|---------|-----------|
| 3,044,418 | 1,056,103 | 802,105 | 717,975 | 420,625 | 6,041,228 |

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：千円）

| 相手先 | 営業収入 | 関連するセグメント |
|----------------------|-----------|-----------|
| RREEF America L.L.C. | 1,038,529 | 投資運用業 |
| DWS Investment S.A. | 802,105 | 投資運用業 |

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月 31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本 | 米国 | ルクセンブルク | ドイツ | その他 | 合計 |
|-----------|-----------|---------|---------|---------|-----------|
| 3,047,830 | 1,152,050 | 654,578 | 641,784 | 673,171 | 6,169,416 |

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載していません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：千円）

| 相手先 | 営業収入 | 関連するセグメント |
|----------------------|-----------|-----------|
| RREEF America L.L.C. | 1,135,864 | 投資運用業 |
| DWS Investment S.A. | 654,578 | 投資運用業 |

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日）

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-------------------------------------|----------------|---------------|---------------|--------------------|---------------|-----------------|--------------|------|--------------|
| 親会社 | Deutsche Bank Aktiengesellschaft | ドイツ フランクフルト | 5,106,436千ユーロ | 銀行業 | (被所有) 99.9% | 資金預入 | | | 現金預金 | 2,930,930 |
| 親会社 | DWS Group GmbH & Co. KGaA | ドイツ フランクフルト | 200,000千ユーロ | 投資運用業 | (被所有) 100% | サービスの授受 | PL 11. 管理顧問サービス | 275,291 | 未払費用 | 188,760 |

当事業年度(自2024年4月1日至2025年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----|-------------------------------------|----------------|--------------|---------------|--------------------|-----------------|-------------------------------|------------------|---------------|---------------------|
| 親会社 | Deutsche Bank Aktiengesellschaft | ドイツ フランクフルト | 4,987 百万ユーロ | 銀行業 | (被所有) 間接 79 % | 資金預入 サービスの提供 | *2 IT, 官能部門サービス | 137,470 | *1 預金 未収収益 | 3,437,566 70,850 |
| 親会社 | DWS Group GmbH & Co. KGaA | ドイツ フランクフルト | 200,000 千ユーロ | 投資運用業 | (被所有) 直接 100 % | サービスの提供 | *2 IT, 官能部門サービス *3 その他営業利益 | 215,184 2,099 | 未収収益 未払費用 | -2,114 192,310 |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自2023年4月1日至2024年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-------------|---|--------------------|-------------------|---------------|--------------------|-------------------|---|-----------------------------|--------------|-------------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | ドイツ証券株式会社 | 東京都 千代田区 | 49,798 百万円 | 証券業 | なし | サービスの授受 役員の兼任 | *2 IT, 官能部門サービス | 492,005 | 未払費用 | 341,610 |
| 同一の親会社を持つ会社 | REEEF America L.L.C. | 米国 ウィルミントン | 10 千ドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *3 その他営業利益 | 1,038,529 | 未収収益 | 408,798 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Investment Management Americas Inc. | 米国 ウィルミントン | 10 ドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT, 官能部門サービス *3 その他営業利益 | 98,284 10,058 | 未収収益 | 108,432 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Investment GmbH | ドイツ フランクフルト | 115,000 千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受 運用の再委託 | *2 IT, 官能部門サービス *3 その他営業利益 *4 委託調整費 | 33,706 43,193 329,647 | 未払収益 未払費用 | 81,840 264,010 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Investment S.A. | ルクセンブルク ルクセンブルク | 30,677 千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *3 その他営業利益 | 802,105 | 未収収益 | 400,795 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS International GmbH | ドイツ フランクフルト | 8,000 千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *3 その他営業利益 | 215,004 | 未収収益 | 137,705 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Group Services UK Limited | 英国 ロンドン | 21,500 千ポンド | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT, 官能部門サービス | 94,997 | 未払費用 | 91,410 |
| 同一の親会社を持つ会社 | DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd. | 韓国 ソウル | 19,410,825 千韓国ウォン | 投資運用業 | なし | サービスの授受 役員の兼任 | *2 IT, 官能部門サービス *3 その他営業利益 | 9,921 31,976 | 未収収益 | 67,093 |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *4 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 又は出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の所有 (被所有)割合 | 関連当事者 との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
|-----------------|---|--------------------|----------------------|---------------|--------------------|-------------------|---|--------------|-------------------|--------------|
| 同一の親会社 を持つ会社 | ドイツ証券 株式会社 | 東京都 千代田区 | 43,798 百万円 | 証券業 | なし | サービスの授受 役員の兼任 | *2 IT、管理部門サービス 815,937 | 未払費用 | 794,819 | |
| 同一の親会社 を持つ会社 | RREEF America L.L.C. | 米国 ウィルミントン | 10 千ドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT、管理部門サービス *9 その他営業収益 1,115,964 | 未収収益 | 312,727 | |
| 同一の親会社 を持つ会社 | DWS Investment Management American Inc. | 米国 ウィルミントン | 10 ドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受 運用の再委託 | *2 IT、管理部門サービス *9 その他営業収益 *4 委託費 73,125 2,318 2,298 | 未収収益 未払費用 | 14,110 101,837 | |
| 同一の親会社 を持つ会社 | DWS Investment GmbH | ドイツ フランクフルト | 115,000 千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受 運用の再委託 | *2 IT、管理部門サービス *9 その他営業収益 *4 委託費 62,500 94,328 979,789 | 未収収益 未払費用 | 83,063 249,288 | |
| 同一の親会社 を持つ会社 | DWS Investment S.A. | ルクセンブルク ルクセンブルク | 30,877 千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT、管理部門サービス *9 その他営業収益 229,537 624,578 | 未収収益 未払費用 | 236,302 9,781 | |
| 同一の親会社 を持つ会社 | DWS International GmbH | ドイツ フランクフルト | 8,000 千ユーロ | 投資運用業 | なし | サービスの授受 運用の再委託 | *2 IT、管理部門サービス *9 その他営業収益 *4 委託費 3,968 295,331 73,298 | 未収収益 未払費用 | 154,826 89,988 | |
| 同一の親会社 を持つ会社 | DWS Investments UK Limited | 英国 ロンドン | 82,000 千ポンド | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT、管理部門サービス *9 その他営業収益 36,045 424,688 | 未収収益 未払費用 | 168,029 4,257 | |
| 同一の親会社 を持つ会社 | DWS Group Services UK Limited | 英国 ロンドン | 21,500 千ポンド | 投資運用業 | なし | サービスの授受 | *2 IT、管理部門サービス *9 その他営業収益 119,564 2,318 | 未収収益 未払費用 | 2,992 111,428 | |
| 同一の親会社 を持つ会社 | DWS Investments Singapore Limited | シンガポール シンガポール | 88,700 千 シンガポールドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受 役員の兼任 | *2 IT、管理部門サービス *9 その他営業収益 42,439 74,918 | 未収収益 | 66,233 | |
| 同一の親会社 を持つ会社 | DWS Asset Mgmt (Korea) Co Ltd. | 韓国 ソウル | 19,410,825 千韓国ウォン | 投資運用業 | なし | サービスの授受 役員の兼任 | *2 IT、管理部門サービス *9 その他営業収益 2,679 48,999 | 未収収益 | 65,424 | |
| 同一の親会社 を持つ会社 | DWS Investments Hong Kong Limited | 香港 香港 | 235,600 千 香港ドル | 投資運用業 | なし | サービスの授受 役員の兼任 | *2 IT、管理部門サービス *9 その他営業収益 193,817 35,446 | 未収収益 未払費用 | 50,039 112,202 | |

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 当座預金口座を開設しております。
- *2 当該会社とのサービス契約ないし、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用若しくは受領した収益の計上を行っております。
- *3 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- *4 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

DB Beteiligungs-Holding GmbH ニューヨーク証券取引所に上場

DWS Group GmbH & Co. KGaA フランクフルト証券取引所に上場

(1株当たり情報)

| 項目 | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 57,224.06 円 | 57,248.22 円 |
| 1株当たり当期純利益 | 1,328.15 円 | 25.51 円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 項目 | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|------------------|--|--|
| 当期純利益（千円） | 81,761 | 1,570 |
| 普通株主に帰属しない金額（千円） | - | - |
| 普通株主に係る当期純利益（千円） | 81,761 | 1,570 |
| 期中平均株式数（株） | 61,560 | 61,560 |

1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

| | 当中間会計期間末 (2025年9月30日) |
|-----------|--------------------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 4,876,669 |
| 前払費用 | 23,845 |
| 未収消費税等 | 19,730 |
| 未収委託者報酬 | 441,260 |
| 未収収益 | 970,963 |
| 立替金 | 31,302 |
| 為替予約 | 253 |
| 流動資産計 | 6,364,025 |
| 固定資産 | |
| 投資その他の資産 | |
| 投資有価証券 | 594 |
| 敷金 | 28,475 |
| 供託金 | 10,000 |
| 預託金 | 1,000 |
| 未収入金 | 78,613 |
| 貸倒引当金 | 78,613 |
| 投資その他の資産計 | 40,070 |
| 固定資産計 | 40,070 |
| 資産合計 | 6,404,096 |

(単位：千円)

| | | 当中間会計期間末 (2025年9月30日) |
|--------------|--|--------------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | | 46,842 |
| 未払金 | | 199,901 |
| 未払手数料 | | 195,012 |
| その他未払金 | | 4,889 |
| 未払費用 | | 1,706,525 |
| 未払法人税等 | | 57,635 |
| 賞与引当金 | | 349,471 |
| 流動負債計 | | 2,360,374 |
| 固定負債 | | |
| 長期未払費用 | | 59,550 |
| 退職給付引当金 | | 372,433 |
| 賞与引当金 | | 30,945 |
| 繰延税金負債 | | 110 |
| 固定負債計 | | 463,040 |
| 負債合計 | | 2,823,414 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | | 3,078,000 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | | 1,830,000 |
| 資本剰余金計 | | 1,830,000 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | 1,327,406 |
| 繰越利益剰余金 | | 1,327,406 |
| 利益剰余金計 | | 1,327,406 |
| 株主資本計 | | 3,580,593 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | | 87 |
| 評価・換算差額等計 | | 87 |
| 純資産合計 | | 3,580,681 |
| 負債・純資産合計 | | 6,404,096 |

(2)中間損益計算書

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|--------------|--|
| 営業収益 | |
| 委託者報酬 | 1,447,828 |
| 運用受託報酬 | 67 |
| その他営業収益 | 1,811,448 |
| 営業収益計 | 3,259,343 |
| 営業費用 | |
| 支払手数料 | 651,739 |
| その他営業費用 | 631,517 |
| 営業費用計 | 1,283,256 |
| 一般管理費 | 1,896,150 |
| 営業利益 | 79,936 |
| 営業外収益 | 7,242 |
| 営業外費用 | 8,284 |
| 経常利益 | 78,893 |
| 特別損失 | |
| 割増退職金 | 7,658 |
| 特別損失合計 | 7,658 |
| 税引前中間純利益 | 71,235 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 14,734 |
| 法人税等合計 | 14,734 |
| 中間純利益 | 56,500 |

注記事項

重要な会計方針

| | 当中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) |
|-------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | <p>その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> |
| 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 | 時価法を採用しております。 |
| 3. 引当金の計上基準 | <p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。</p> |
| 4. 収益の計上基準 | <p>当社は、投資運用業の契約に基づき顧客の資産を管理・運用する義務を負っています。</p> <p>契約における履行義務の充足に伴い、契約により定められたサービス提供期間にわたって収益を認識しております。具体的には以下の通りです。</p> <p>委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>運用受託報酬は、対象顧客との投資一任契約に基づき月末純資産価額に対する一定割合として運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>また、当社の関係会社から受取る運用受託報酬及び振替収益は、関係会社との契約で定められた算式に基づき月次で認識しております。</p> |
| 5. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |

（リース取引関係）

当中間会計期間末（2025年9月30日）

（借主側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は以下のとおりであります。

（単位：千円）

| | 当中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） |
|------|--|
| 1年以内 | 62,083 |
| 1年超 | 111,938 |
| 合計 | 174,022 |

（金融商品関係）

当中間会計期間末（2025年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

2025年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

（単位：千円）

| | 中間貸借対照表 計上額 | 時価 | 差額 |
|----------------------------------|--------------------|-----|----|
| 投資有価証券 その他有価証券 | 594 | 594 | - |
| 未収入金 貸倒引当金（*1） | 78,613 (78,613) | | |
| | - | - | - |
| 資産計 | 594 | 594 | - |
| デリバティブ取引（*2） ヘッジ会計が適用されていないもの | 253 | 253 | - |
| デリバティブ取引計 | 253 | 253 | - |

（*1）未収入金に係る貸倒引当金を控除しております。

（*2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（*3）預金、未収委託者報酬、未収収益、未払手数料及び未払費用は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じ、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

当中間会計期間末（2025年9月30日）

| 区分 | 時価（千円） | | | |
|----------|--------|------|------|-----|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券 | - | 594 | - | 594 |
| 資産計 | - | 594 | - | 594 |
| デリバティブ取引 | | | | |
| 通貨関連 | - | 253 | - | 253 |
| 負債計 | - | 253 | - | 253 |

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

デリバティブ取引

先渡為替予約の時価については、為替相場等観察可能な市場データに基づいて取引先金融機関等が算定したデータを使用して評価しているため、レベル2に分類しております。

(有価証券関係)

当中間会計期間末（2025年9月30日）

その他有価証券

(単位:千円)

| | 種類 | 中間貸借対照表 計上額 | 取得原価 | 差額 |
|----------------------------|-----|----------------|------|-----|
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの | その他 | 594 | 396 | 198 |
| 中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの | その他 | - | - | - |
| 合計 | | 594 | 396 | 198 |

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末（2025年9月30日）

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連（時価の算定方法は、先物為替相場によっております。）

(単位:千円)

| 区分 | 取引の種類 | 契約額等 | | 時価 | 評価損益 |
|-----------|--------------|-----------|-------|-----|------|
| | | | うち1年超 | | |
| 市場取引以外の取引 | 為替予約取引 売建 | 827,724 | - | 193 | 193 |
| | ユーロ | | | | |
| | 買建 | 368,653 | - | 447 | 447 |
| ユーロ | | | | | |
| 合計 | | 1,196,378 | - | 253 | 253 |

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、注記事項（セグメント情報等）に記載のとおり、当社は投資運用業の単一セグメントであり、製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、セグメント情報に追加して記載することを省略しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

製品・サービスの区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同じであることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

（単位：千円）

| 日本 | 米国 | 英国 | その他 | 合計 |
|-----------|---------|---------|---------|-----------|
| 1,447,895 | 628,026 | 426,147 | 757,275 | 3,259,343 |

営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益の10%以上を占める主要な顧客は以下のとおりです。

（単位：千円）

| 相手先 | 営業収入 | 関連するセグメント |
|----------------------------|---------|-----------|
| RREEF America L.L.C. | 624,933 | 投資運用業 |
| DWS Investments UK Limited | 428,621 | 投資運用業 |

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

| | 当中間会計期間末 (2025年 9 月30日) |
|--------------|------------------------------|
| 1 株当たり純資産額 | 58,165円71銭 |
| 1 株当たり中間純利益額 | 917円81銭 |

- (注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり中間純利益額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 2 . 1株当たり中間純利益額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 当中間会計期間 (自 2025年 4 月 1 日 至 2025年 9 月30日) |
|-------------------|--|
| 中間純利益額(千円) | 56,500 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純利益額(千円) | 56,500 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 61,560 |

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 関 賢二
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発

生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月4日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

関 賢二

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第42期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月19日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS グローバル公益債券ファンド(年1回決算型)Cコース(為替ヘッジあり)の2025年4月22日から2025年10月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DWS グローバル公益債券ファンド(年1回決算型)Cコース(為替ヘッジあり)の2025年10月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2025年4月22日から2025年10月21日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でな

い場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年11月19日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているDWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）の2025年4月22日から2025年10月21日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、DWS グローバル公益債券ファンド（年1回決算型）Dコース（為替ヘッジなし）の2025年10月21日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年4月22日から2025年10月21日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でな

い場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。